

岩手県告示第56号

令和元年12月6日付け岩手県報第11945号登載保安林の指定施業要件の変更予定（令和元年岩手県告示第454号）の内容について森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により通知する場合において、その相手方の所在が不分明のため通知することができないので、次のとおり告示する。

令和2年2月7日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 指定施業要件を変更する予定の森林に係る通知の要旨

(1) 指定施業要件を変更する予定の森林の所在場所 奥州市衣川餅転84の2、85の41、85の46

(2) 所在が不分明である通知の相手方 和泉サカリ、佐々木庄吉、佐々木時一、佐藤壽光、佐藤信一、佐藤哲雄、佐藤トシヨ、佐藤ミツエ、佐藤吉昭、佐藤亘、高橋安太郎、富沢裕子

2 通知の内容を掲示した場所 奥州市役所